

企業倫理行動規範

関東建設工業グループは、企業倫理行動規範を制定するとともに、その実現の為、グループ全社一丸となって永続的に最大限に尽力することを宣言致します。

私たちは、「品位を重んじた行動により社会に評価され、真に存在意義のある企業」を目指しております。そのためには、役員・社員一人一人に求められる以上に企業として厳格な行動規範を実践し、徹底した倫理の追及が不可欠であります。お客様や地域社会は勿論のこと、私たちの企業活動に関わりを持つ全ての関係者にとって存在価値の高い企業でありたい、これを常に行動の基本として参ります。

1 公正で誠実な企業活動

(1)法令遵守と良識ある行動

①法令遵守

全ての法規及びその精神を遵守する。

②良識ある行動

社会の疑惑を招くような行為、社会の常識とかけ離れた行為を行わないように行動すること。

(2)社会需要と顧客満足の実現

社会需要に沿った技術を実現するとともに、経営合理化と生産性向上を図り、誠実な企業活動に取り組み、顧客の満足する安全で安心かつ良質な建設物や商品及びサービスを適正な価格で提供することを実現する。

(3)公正で透明かつ自由な競争および適正な取引

①公正で透明かつ自由な競争

違法な行為による受注をせず、公共と民間の区別なく、建設工事の入札等の営業活動において、公正で透明かつ自由な競争及び適正な取引を阻害する行為を一切行わないこと。

②協力会社との対等な関係の保持

協力会社とは、透明で公正かつ適正な契約を締結するとともに、互いの立場を尊重し、対等な関係を保持する。

(4)知的財産その他の権利や財産等の保護

①他者の権利や財産等の尊重

他者の知的財産をはじめとする権利や財産、名誉や信用及び営業機密等を、不正又は不當に侵害・毀損せず、また他者の業務を不正又は不当に妨害する行為を行わない。また、個人情報や顧客情報その他、事業活動を行う上で取り扱う他者の情報につき、収集や利用及び開示や保管あるいは抹消のすべてにおいて入念に確認し、管理の徹底を図る。

②グループの権利や財産等の保護

グループの権利や財産等の保護のため、グループの知的財産をはじめとする権利や財産、名誉や信用及び営業機密等を適切に管理又は保全し、これを損なう行為やグループの利益に反する行為を行わない。また、意図せざる技術の流出防止を徹底する。

(5) 政治・行政との健全な関係

政治・行政との関わりについては、各種関係法令の趣旨を踏まえ、公正で健全かつ正常な関係を維持する。

(6) 反社会的行為の根絶

暴力団関係の各種法令の趣旨を踏まえ、暴力団等からの不当な要求に屈したり、暴力団等を利用する反社会的行為は行わない。

(7) 適正な企業会計の維持

違法な支出等の不正経理を行わないことはもとより、会社の取引や資産状況を正確かつ適正に会計処理し、記録及び報告することにより、適正かつ透明で健全な企業会計を維持する。

2 社会との調和

(1) 地域社会との友好的な関係

グループが事業活動を行う地域社会で積極的に社会貢献活動を推進し、地域社会との友好的な関係の構築と維持に努める。

(2) 地域の文化や慣習の尊重

地域の文化や慣習を尊重し、相互信頼に基づく事業活動を推進し、地域の文化や経済の発展に貢献するように努める。

3 基本人権の尊重

(1) 不当な差別や取り扱いの禁止

基本的人権を尊重するグループとして、人道主義を重視し、雇用管理や待遇を含め、職場におけるあらゆる不当な差別や取り扱いを禁止する。

(2) 社員のモチベーションアップ

快適で安全な職場環境を確立し、社員のモチベーションアップを実現する。

(3) 能力や個性を尊重した待遇と人材育成の充実

社員一人一人の個性を尊重し、その能力に即した待遇を実現する。また、人材育成の充実を図る。

4 環境方針

(1) 環境保全への取り組み

環境保全への取り組みのもと、建設業としての事業活動が、地球の環境に関わりが強いことを認識し、環境と調和した持続可能な循環型社会を目指した活動を推進する。

5 グループ行動規範の運用

(1) 教育と啓蒙

グループの全員に本規範を十分に理解させるため、必要な教育・研修を実施し、理解の徹底を図る。

(2)社内体制の整備

経営理念や本規範に違背する事態を未然に防止するため、内部通報窓口の設置その他の社内体制の整備を行う。

6 違背行為が発生した場合

(1)再発防止と説明責任

本規範に違背する行為が発生した場合は、役員が問題解決に当たり、原因究明と再発防止に努め、かつ速やかに的確な情報の公開と説明責任を果たす。

(2)厳正な処分

本規範に違背する行為が発生した場合は、役員が権限と責任を明確にし、法令又は社内規定に基づく厳正な処分を行う。

以上

付 則

1 適用範囲

本規範は、グループの全役員と全従業員に適用する。グループとは、関東建設工業ホールディングス株式会社、関東建設工業株式会社、大協建設株式会社、イズム鉱業株式会社、進和建設株式会社、ホクブ株式会社、をいう。

2 制定・改定

本規範は、グループの役員会の決議により発効する。本規範は、社会情勢の変動等により変更の必要が生じた場合には、グループの役員会の決議により改定することができる。

制定：2023年4月1日

改定：2025年7月1日